

【委員会記録-平成19年6定-20070625-000001-防災警察常任委員会】

益田委員

先ほど少し話にありましたが、1月13日に、千島沖東方地震、マグニチュード8.2という想像を絶するような大きな地震がありました。それ以後は大きな災害はないので、非常に安心しているわけですが、大規模地震が発生した場合、職員の参集については、県の防災計画により、その規模によって参集するメンバーが決定していると聞いています。

そこで少し伺いますが、6月1日付けの今回の人事異動により、安全防災局の中で最も登庁に時間を要する人は、どのくらいかかるのか。

災害消防課長

安全防災局職員で最も遠い職員は小田原市在住の職員で、徒歩で約25時間程度かかるものと想定しております。

益田委員

こちらの方で災害があり、ここに災害対策本部を立ち上げるとなったら、遠くに住んでいる人は、住んでいる場所が悪いという意味ではありませんが、あまり当てにできないなと思います。

災害が起こった場所によるわけですが、その人は、そちら側に行って、災害対策本部に来ないということもあり得るだろうと想定できます。安全防災局だからといって、必ずしもここまで25時間かけ、歩いて来なければならないということにはならないと思います。そうなりますと、安全防災局は限られた職員で災害対策本部を運営しなければならないことにもなります。地震などの場合、規模にもよりますが、震度5強から6といった場合、相当の家屋が倒壊するとも言われていますが、その場合に災害対策本部を円滑に運営するために必要とされる要員の数は、どれくらいか。

災害消防課長

災害が発生した場合、安全防災局は、災害対策本部の事務局として統制部という役割を担うこととなります。統制部は、情報通信グループ、応急対策グループなど六つのグループで構成しており、災害対策本部の事務局機能を円滑に運営していくためには、1グループに平均して15名程度が必要であると考えています。全体としては90名程度が円滑な運営に必要な人員であると想定しております。

益田委員

90名というのは大変な数です。六つのグループの事務局は、非常に重要なポストです。事務局は現場と違って横の連携がとれる最大機能を持っているところです。これが90名も必要ということですが、災害対策本部を立ち上げるまでに、この90名を集めるのに想定される時間はどれくらいでしょうか。

災害消防課長

緊急参集の考え方でございますが、基本的に安全防災局の職員は県庁に参集することになっております。安全防災局には職員が130名強しかおりませんので、初動体制等々のこともございまして、安全防災局の職員のほかに県庁近傍に在住している他部局の職員を、応援職員という形であらかじめ指定しておりまして、災害発生時には、安全防災局

に参集して統制部の指揮下に入る仕組みになっております。

安全防災局の職員及びこの応援職員を含めて90名に達するのは、おおむね1時間程度と想定しております。

益田委員

1時間程度ということは、かなり早いと思いますが、指定される応援職員との連携については、日常的ではないにしても年に数回かもしれませんが、その辺のところはどのように行っているのでしょうか。

災害消防課長

緊急参集訓練は毎年実施しております。徒歩2時間以内の職員については、災害が発生したときに行くべき部署に行くということで実施しておりますが、その際、応援職員につきましては、安全防災局に参集していただいております。

そして、その後、初動体制について、安全防災局の職員と一緒に研修及び訓練を実施しております。

益田委員

もう少し詳しく教えてほしい。年1回、徒歩で2時間以内の職員が行っている訓練は知っています。私が聞きたいのは、1時間以内にここへ集まる職員は心臓部になるわけで、その人たちが特別に年に何回か集まって研修をしているのか。

安全防災局参事（災害対策担当）

応援職員の訓練につきましては、緊急参集訓練のときに、本部統制部職員と一緒に訓練を実施して、少しでも応援職員の能力を高めるような訓練を実施しております。

益田委員

極めて抽象的な話だ。そういう答えが返ってくると思っていました。

やはり災害に対しては、それなりの対応の仕方を持っている人でなければできないでしょう。グループが六つに分かれ、しかも1時間以内に来られる人は決まっているわけでしょう。だったら最初から、その6グループで、何となく大変だ、災害のときは、こうやって助けるよとかいうのではなく、きめ細かくやった方が良いのではないかと思う。その6グループの中核になる人は安全防災局の人ですか。

安全防災局参事（災害対策担当）

まず、きめ細かな訓練ということでございますが、どの人が六つのグループのどこに入って、どういう訓練を行うかはあらかじめ決めて実施しております。また、その訓練においては、当然、統制部の職員が中心となっており、実際の災害に対応していこうと考えております。

益田委員

突然に発生することであり、非常に大変なことであるので、考えられる範ちゅうで十分な対策を練ってくれていると思います。日常的な形態を見ると、職員が当直の形式で伊勢町の公舎に宿泊していると聞いています。1日2名、6グループ12名で回しているそうですから、あそこからなら何があっても、この拠点に割と短時間で来られると思いますが、確実に本部運営要員を確保する方法をきちんと考えて、そういう方法はとられているのか。先ほどの6グループとは別に、現場的な問題もあると思いますが、そうい

ったことも含めて、対策は講じられているのか。

安全防災局参事（災害対策担当）

特別に初動対応マニュアルを定めており、そのチェックリストに基づいて、チェックすれば、当面の30分ないし1時間に何を行えば良いのか分かるようになっており、逐次、人員が増えてくるにしたがい、本部の立ち上げ、機能運営ができるような形になっております。

益田委員

核になる人は安全防災局の職員ということで良いでしょうか。

安全防災局参事（災害対策担当）

はい。

益田委員

では少し角度を変えて、今度はハード面についてお聞きします。

災害対策本部の拠点となるのは第二分庁舎であり、サブ的機能としては、厚木の総合防災センターと認識していますが、それで良いでしょうか。

災害消防課長

委員おっしゃるとおりでございます。

益田委員

そういうことがあっては困るが、第二分庁舎の災害対策本部が機能不全になってしまったときには、厚木の総合防災センターが、その機能を果たしていくとの答えでしたが、そうなったときに、ここから向こうへ行くことになり、時間がかかるのではないかと非常に心配しています。向こうは向こうでそれなりの準備はしているのですが、その場合の対応策はどのようになっているのか。

災害消防課長

委員お話しのとおり、第二分庁舎に災害対策本部を設置するより時間は要すると考えております。総合防災センターの体制については、防災センターの職員が独自で参集し、また防災センターへも応援職員がおりますので、独自で参集体制を進めますが、問題は、知事、副知事をはじめ各部局長が厚木へ移動しなければならないということがあります。

第二分庁舎が使用不能となると、現行の防災行政無線が使えないということになりますので、どのように連絡をとって移動するかということが問題になるかと思います。

知事につきましては、災害時に優先電話登録された携帯電話がございますので、それを使いまして、県警のヘリコプター等で厚木に行っていただくということにしております。また、副知事につきましても、災害時に優先電話登録された電話を持っておりますので、これを用いまして公用車で厚木に移動していただくということにしております。各部局長でございますが、安全防災局職員及び各部局長につきましては、ポケベルを持っておりますので、電話あるいはポケベルで厚木に参集するという指示を出し、防災センターに参集していくという体制を考えております。

その際、移動の時間がかかりかかるということが想定され、その間の県としての意思決定が滞るといったようなことがあってはなりませんので、例えば、ヘリが移動中のごさ
いまして、警察無線を活用して県警本部との間で連絡を確立して、そこから衛星電話

で防災センターと連絡をとりまして、県の意思判断が途切れないようにしてまいりたいと考えております。

益田委員

そういうことがあっては困るが、もし第二分庁舎が機能不全になったときには、大変な混乱が起きるだろうと思います。特に知事や副知事の問題は非常に大きい。現在は、ここを軸に考えていますので、明日起きることが分かれば、厚木に行けば良いが、そういうわけにはいかないのだから、対応策は、真剣に、かなり細かく詰めておいた方が良いのではないか。今のままでは、かなり時間のずれが生じることは、物理的には仕方ないことです。体が厚木になくてもやれることはあるわけだし、そういったことを是非お願いしたいと思う。

そこで、伊勢町の公舎についてですが、現在、局長以下がローテーションを組んで交代で泊まっているという話です。安全防災局の人が詰めているのに、そこがつぶれてしまったのでは話にならないだろうと思って、耐震性について非常に心配していました。資料をいただきましたところ、耐震診断の結果は、全部合格値を満たしていたというのですが、あそこは結構古くて大変なところですよ。昭和33年に建ったところもあります。昭和41年、42年、43年というものもあって、あと平成4年に2棟、平成6年に2棟建っています。公舎の建替えは総務部の所管であることは百も承知であるが、私が聞きたいのは、安全防災局が災害発生時の視点から建替え要望をすることも大事だと思うが、そういう視点を持ったことはあるのか。

安全防災総務課長

委員お話しのとおり、福利厚生にかかわる公舎の建替え等については、給与厚生課の所管でございますが、伊勢町公舎について建替えの予定は、現時点ではないと聞いてございます。

安全防災局でも検討していない状況でございます。

益田委員

言い出しっぺがいなかったら、絶対やりっこない。だから、私から質問しておくから、言われたからって言うておいた方が良い。あれだけの立地条件の中で、あれだけの土地のあるところはない。職員公舎の有効活用というようなこともあると思います。

今のような古いものではなくて、新たに建て替えることが前提になると、災害に尽力する職員に優先的に提供することも考えたら良いと思うし、発災時に職員が宿泊する場所として使うといったことも、よく考えた方が良いと思う。

災害の発生時には、時間をかけて、その災害に対応していくわけで、起こった瞬間だけの勝負ではない。

今までの職員公舎はそうした発想ではない。今後はそういったこともよく考えて、県職員公舎の活用として、安全防災局としての考え方を提示すべきである。結局、県民も頼りにするのは、この拠点である。職員の皆さん方に日常的にそういった災害に対するいろいろな知識を蓄積し、訓練している人たちが、すぐにここに来られるかどうかは、県民の命を守る意味で非常に重要である。それをサポートできるものは、こうした公舎であると思っています。

この県庁や地域県政総合センターに非常に近くにあるといった意味で、この職員公舎の活用について、安全防災局としての考え方を明示すべきだと考えますが、局長にお答えをいただきたい。

安全防災局長

委員から非常に貴重なお話をいただき、重く受け止めております。

先ほど災害消防課長からも説明いたしました、県庁の業務時間内には、人数がいるわけですから対応はできます。夜間休日の対応については、県庁内の第二分庁舎には職員が24時間体制で待機しています。また、西区の伊勢町公舎で、課長以上の幹部職員が2名体制で、夜間休日の24時間体制で待機しています。

先ほども課長の方から説明いたしました、初動の90名体制もとれる形になっております。

ただ、常に90名全員が集まれるのか、そういった形でしっかりとした体制を作るということは、委員お話しのとおり、非常に重要な問題とっております。東京都の例で申し上げますと、公舎利用について、参集要員として入居する場合には、減額措置もあり、また優先入居ができるということもあるようでございます。

また、委員お話しのように、発災して1時間や2時間で終わりということはないわけで、1週間とか10日とかというようなこともあろうかと思えます。公舎の利用ということも十分に考えられると思えます。

安全防災局としては、初動体制の人員をどう確保するかということが非常に大きな課題でございますので、再度チェック、検討をさせていただいて、万全の体制を敷いていきたいと思っております。

公舎の在り方についてですが、これは総務部の所管でございますので、見直し等については、安全防災局としてはなかなか言えないところでございますが、安全防災局の立場から、こういった使い方ができるのではないかなというように意見を、総務部の方に言える立場でございますので、知事の公舎についても、県庁全体として万全な体制を敷けるようなことを、総務部をはじめ各部局と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

益田委員

最後に要望というよりも提案になりますが、若干、奇想天外な要望かもしれませんが、今、局長からも話のあった知事公舎については、何で今もって知事公舎ができないのかという問題はありますが、知事公舎の非常に重要なポイントとして、災害時に県民を守る責任者として行うべき様々な仕事が、その知事公舎でできるというのが一番良いのです。だが、それだけの土地もないし、場所もないから、なるべく近いところということになっています。私はこの知事公舎を伊勢町の公舎に併設すれば良いと考えている。あそこは高層化すればいいし、ヘリポートも可能なはず。知事の初動における指揮は、非常に重要なポイントになってくる。建替えそのものも、知事公舎も総務部が所管であることは百も承知だが、防災を軸に知事公舎を併設して、知事がいつでも防災に取り組めるような体制を考えるべきではないかと提案しておきます。

これはどこでどういう形で実を結ぶか分かりませんが、山手に造っても、災害の起き

方によっては、橋が落ちたら来れなくなってしまう。そういうことを考えたとき、ヘリポートの問題などいろいろ考えたときに、県の施設の中で処理できるようなことも考えた方が良くと提案したいと思っております。